



原油コンデンセート アセスメントメソドロジー

2019年3月1日更新

1. (OSP 計算値 中東) でクウェー・ス・ペーライトを追加
2. (OSP 計算値 中東) でクウェー・ブレンドをクウェー・エクスポート・ブレンドに名称変更

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第1章 価格評価の一般原則

第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持
- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性

があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について充分な経験および知識を有したもの、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的に実施することとする。

第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、

必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

2名以上の取締役に承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1ヵ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 原油コンデンセートにおける価格評価の原則

価格評価の目的 :

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。

価格の定義 :

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価の方法 :

価格評価は、レポート発行日に得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち価格評価時間内で、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に評価価格を確定する。成約、売買唱えがない場合は、売り気配、買い気配を参考にする。
売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。

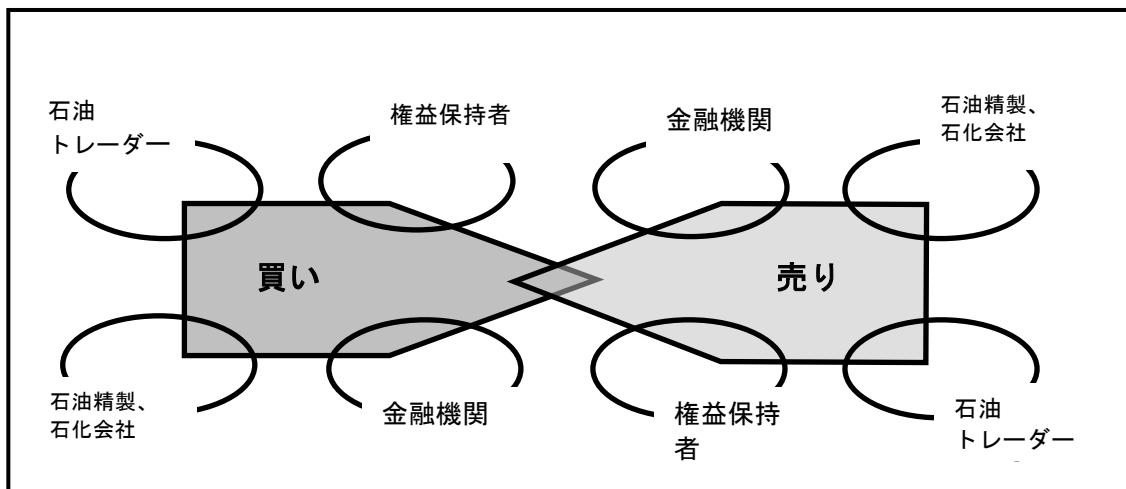
取引数量の単位はバレル、取引通貨の単位はドルとする。原油業界では、バレルあたりのドルをもとに取引することが慣習であり、これに沿って単位を規定している。

東京スポット原油/コンデンセート

<キャッシュ/ペーパー原油>

リムは、東京時間 15 時 30 分時点のキャッシュ WTI、キャッシュ BFO、JPN DTD、キャッシュ ドバイとドバイスワップ、DME/ドバイ、マーバン OSP スワップ、JPN DTD/ドバイ、シンガポールクラックマージンの価格を評価する。これらの価格はすべて、リムの記者が日々の営業日に市場で調査した情報を基に評価する。

キャッシュ原油(先物とフォワード)市場の構造

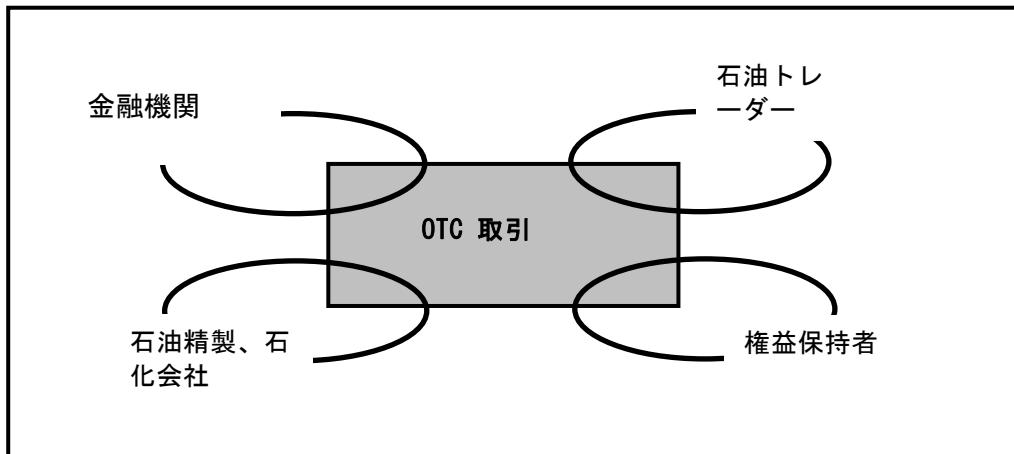


キャッシュ原油の市場は、基本的に 4 つのカテゴリーのプレイヤーで構成させる。オイルトレーダー、石油精製および石化会社、金融機関と権益保持者。買唱えと売唱えが一致したときに、取引が成約に至る。

リムが定義するキャッシュ原油市場での 4 つのプレイヤーは以下のとおり。

石油トレーダー	原油/コンデンセートを主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。
石油精製および石化会社	現物の原油/コンデンセートを自社の製油所向けに購入すると共に、原油価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。石化会社は主に、コンデンセートを自社設備向けに購入する。ただし、状況によっては売り手に転じる場合もある。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、原油/コンデンセートの現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田およびガス田の権益を保有し、権益に伴い引き取った原油/コンデンセートの現物を国際市場で販売する会社。また、原油の価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。

ペーパー原油市場の構造



ペーパー原油市場は、以下の 4 つのカテゴリーのプレーヤーで構成される。金融機関、石油トレーダー、石油精製および石化会社と権益保持者である。ペーパー原油の価格評価は、OTC 取引での売買を対象とする。

リムが定義するペーパー原油市場での 4 つのプレーヤーは以下のとおり。

石油トレーダー	原油/コンデンセートを主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。
石油精製および石化会社	現物の原油/コンデンセートを自社の製油所向けに購入すると共に、原油価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。石化会社は主に、コンデンセートを自社設備向けに購入する。ただし、状況によっては売り手に転じる場合もある。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、原油/コンデンセートの現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田およびガス田の権益を保有し、権益に伴い引き取った原油/コンデンセートの現物を国際市場で販売する会社。また、原油の価格を基にした派生商品を、原油/コンデンセートの現物取引におけるリスクヘッジとして取引する会社。

(キャッシュ原油)

・WTI

*WTI は、米オクラホマ・クッシングで受け渡される原油を対象とする。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	各月 1~25 日は、翌月を当限のアセスメント対象とし、当月限を含めて 5 限月分を評価する。各月 26 日から月末は、翌々月を当限のアセスメント対象とし、当月限を含めて 4 限月分

	を評価する。
標準数量	50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・BFO

*BFOは、ブレント、フォーティーズ、オズバーグの3油種を対象とする。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間15時30分のものとする。
価格単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	ICEで取引されるブレント先物の当限を当月限のアセスメント対象とし、当月限を含めて4限月分を評価する。ICEで当限が納会した場合は、翌月が当月限のアセスメント対象となる。
標準数量	50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・JPN DTD

*JPN DTDは、ICEブレント先物から派生したDTDブレントのうち、東京時間15時30分時点のものをJPN DTDとする。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間15時30分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	ICEで取引されるブレント先物の当限の前月を当月限のアセスメント対象とし、当月限を含めて5限月分を評価する。ICEで当限が納会した場合は、翌月が当月限のアセスメント対象となる。
標準数量	50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・ドバイ

*ドバイは、現物市場で取引されるドバイを意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間15時30分のものとする。
価格単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	レポート発行日の翌々月を当月限のアセスメント対象とし、当月限を含めて4限月分を評価する。
標準数量	50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

(ペーパー原油)

・ドバイスマップ

*ドバイスマップは、ドバイを対象として取引されるスマップ価格を意味する。

ドバイスマップの具体的な価格情報が聞かれない場合、記者はスマップ価格を査定するため、WTI原油とブレント原油の格差(EFS)や、ブレントとドバイの格差(EFS)などの関連指標を用いる場合がある。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	レポート発行日と同月を当限月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。当月限を含めて 5 限月分を評価する。
標準数量	5 万～20 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・ DME/ ドバイ

*DME/ ドバイは、DME オマーンズワップとドバイスワップの価格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	レポート発行日と同月を当限月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。当月限を含めて 5 限月分を評価する。
標準数量	2 万 5,000～50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・ マーバン OSP スワップ

*マーバン OSP スワップは、ドバイスワップとマーバンの毎月の公式販売価格(OSP)の価格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	レポート発行日と同月を当限月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。当月限を含めて 3 限月分を評価する。
標準数量	2 万 5,000～50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

・ JPN DTD/ ドバイ

*JPN DTD/ ドバイは、JPN DTD とドバイスワップの価格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。 当月限を含めて 4 限月分を評価する。ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	2 万 5,000～10 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

＜シンガポールクラックマージン＞

*シンガポールクラックマージンは、ナフサ、ジェット燃料油、軽油(硫黄分 0.001%)、180cst 重油(硫黄分 3.5%) および 380cst 重油(硫黄分 3.5%) のペーパースワップの、ドバイスワップおよび DTD ブレントに対する価格差を意味する。

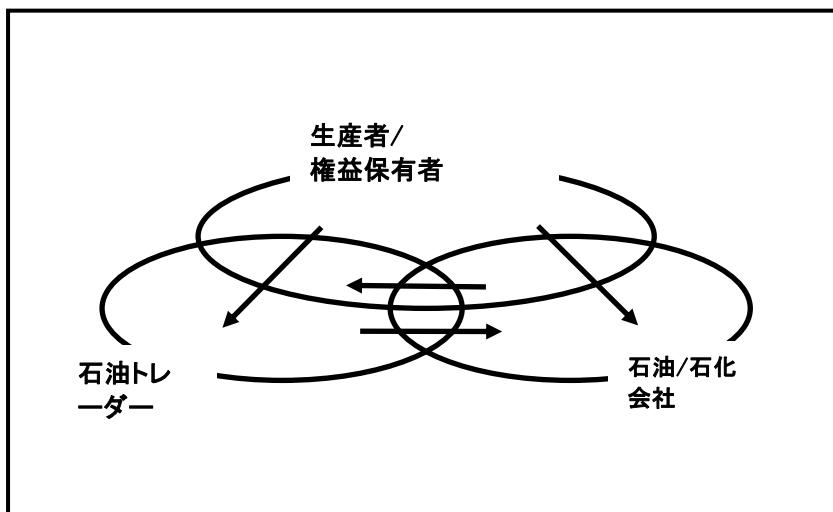
価格評価時間	レポート発行日前日の東京時間 17 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。

対象期間	当限月は、月末起算 19 日目までは、レポート発行日と同月とする。当月限は、月末起算 18 日目から、翌月に移行する。当月限を含めて最大 3 限月分を評価する。
標準数量	5 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<原油/コンデンセート（フィジカル）>

リムは中東、南方、アフリカおよびその他地域の原油/コンデンセートのスポット価格を、それぞれの市場の取引価格をもとに査定する。

フィジカル原油/コンデンセート市場の構造



リムは、フィジカル原油/コンデンセート市場は、生産者/権益保有者、石油トレーダー、石油/石化会社という3つの取引主体によって構成されると考える。リムは、標準的なスポット成約が具現しうるフィジカル原油/コンデンセート価格を査定する。一方、スポット市場での流動性の低い油種については、最低でも6ヶ月、スポット成約がない油種を随時、アセスメントの対象から除外する。

リムが定義する標準的なフィジカル原油/コンデンセートのスポット取引は以下のとおり。

ケース 1	生産者が原油/コンデンセートのカーゴをトレーダーにスポット販売する
ケース 2	生産者が原油/コンデンセートのカーゴを石油/石化会社にスポット販売する
ケース 3	トレーダーが原油/コンデンセートのカーゴを別のトレーダーあるいは石油/石化会社にスポット販売する
ケース 4	石油会社が原油/コンデンセートのカーゴを別の石油/石化会社あるいはトレーダーにスポット販売する

リムが定義するフィジカル原油/コンデンセート市場での4つのプレーヤーは以下のとおり。

生産者	原油/コンデンセートを生産し、輸出する企業
権益保有者	油田およびガス田に権益を保有し、そこで現物の原油/コンデンセートを生産し、さらにそれを国際市場に販売する企業
石油トレーダー	国際市場で現物の原油/コンデンセートを売買する企業
石油/石化会社	現物の原油/コンデンセートを購入し、精製基材や原料として用いる企業

(フィジカル 原油/コンデンセート 中東)

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

ドバイ、オマーン、マーバン、ウムルル、ダス、アップーザクム、カタールランド、カタールマリン、アルシャヒーン、バノコアラブミディアム、バスラライト、バスラヘビー、D.F. コンデンセート(D.F.C.)、L.S. コンデンセート(L.S.C.)、サウスパーズコンデンセート、マシラ、マリブライト

プレミアムおよびディスカウントの評価

各油種のプレミアムおよびディスカウントは、政府やそれに相当する機関が定めた、または合意した公式販売価格、ドバイ市況あるいは JPN DTD をベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。プレミアムもしくはディスカウントおよび、OSP と以下に示した指標原油。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ドバイ	ドバイ市況の月間平均	オマーン	オマーン石油ガス省の公式販売価格とドバイ市況の月間平均
マーバン	アブダビ国営石油の公式販売価格	ウムルル	アブダビ国営石油の公式販売価格
ダス	アブダビ国営石油の公式販売価格	アップーザクム	アブダビ国営石油の公式販売価格
カタールランド	カタール国営石油の公式販売価格	カタールマリン	カタール国営石油の公式販売価格
アルシャヒーン	ドバイ市況の月間平均	バノコアラブミディアム	サウジアラムコのアラブミディアムの公式販売価格
バスラライト	イラク石油販売公社の公式販売価格	バスラヘビー	イラク石油販売公社の公式販売価格

D. F. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均	L. S. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均
サウスパーズコンデンセート	ドバイ市況の月間平均	マシラ	JPN DTD
マリブライト	JPN DTD		

*D. F. コンデンセートは、デオドライズド・フィールド・コンデンセート

*L. S. コンデンセートは、ロー・サルファー・コンデンセート

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
対象期間	中東産原油/コンデンセートのアセスメント対象期間は、以下のとおり固定した期間とする。レポート発行日の翌々月に船積みするカーゴを対象とする。ドバイおよびオマーンについては、レポート発行日の翌々月に加え、3カ月後に船積みするカーゴも対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各油種の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

(OSP 計算値 中東)

定義

OSP(公式販売価格)計算値は、以下の計算式に基づいて算出する参考値。

対象月

レポート発行日の翌月に船積みするカーゴを対象とする。

計算式

[レポート発行日の翌月のドバイスワップ価格 × 50% + レポート発行日の 3 カ月先に船積みされるオマーン現物価格(レポート発行日の翌月のオマーンスワップ価格に相当) × 50%] + α

α は、産油国が定めた最も直近で入手可能な価格フォーミュラのうち、基準となるドバイとオマーンの価格を除いた、プレミアムあるいはディスカウントの部分を指す。

対象油種

サウジアラビア産アラブスーパーライト、アラブエクストラライト、アラブライト、アラブミディアム、アラブヘビー、イラク産バスマイト、バスマイト、クウェート産クウェートスーパーライト、クウェートエクスポートブレンド、イラン産イラニアンライト、イラニアンヘビー

(フィジカル 原油/コンデンセート アフリカ)

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバ、ナイルブレンド、ダーブレンド

プレミアムおよびディスカウントの評価

ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、JPN DTD をベースとする。ナイルブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア政府の定めるミナスの ICP をベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドの絶対値は、JPN DTD および各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。ナイルブレンドは、ミナス ICP と、プレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ボニーライト	JPN DTD	ブラスリバー	JPN DTD
クワイボ	JPN DTD	アグバミ	JPN DTD
カビンダ	JPN DTD	ジェノ	JPN DTD
ジラソル	JPN DTD	ハンゴ	JPN DTD
ネンバ	JPN DTD	ダリア	JPN DTD
パズフロール	JPN DTD	ザフィーロ	JPN DTD
ドバ	JPN DTD	ナイルブレンド	ミナス ICP
ダーブレンド	JPN DTD		

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	アフリカ産原油/コンデンセートのアセスメント対象期間は、以下のとおり固定した期間とする。各月 1~20 日は、翌月に

	船積みするカーゴを対象とする。各月 21 日～月末日は、翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバは、95 万バレルを標準数量とする。ナイルブレンドおよびダーブレンドは、60 万～100 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各油種の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

(フィジカル 原油/コンデンセート その他)

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

・ ソコール、サハリンブレンド、エスボ

プレミアムおよびディスカウントの評価

ソコールとサハリンブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、韓国ヨウス着を対象とし、ドバイ市況をベースとする。エスボは、ロシアのコズミノ港積みを対象とし、ドバイ市況をベースとする。

絶対値の評価

原油/コンデンセートの絶対値評価は、二つの部分から構成される。ソコール、サハリンブレンドおよびエスボの絶対値は、ドバイ市況の月間平均値および各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	構成
ソコール	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース*
サハリンブレンド	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース*
エスボ**	ドバイ市況の月間平均	コズミノ積み

*ソコール、サハリンブレンドの市況評価は、ヨウス着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地とヨウスとの海上運賃の違いなどを考慮し、ヨウス着の価格を評価する。

**エスボは、イースタン・シベリアン・パイプライン・オイル

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。ソコールとサハリンブレンドはヨウス着ベース。エスボはコズミノ積みベース。
評価対象期間	その他の原油/コンデンセート（ソコール、サハリンブレンドおよびエスボ）のアセスメント対象期間は、以下のとおり固定した期間とする。レポート発行日の翌々月に

	船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	70万～74万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各油種の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

- ・アゼリ、ウラル、フォーティーズ、CPCブレンド、キャスティラブレンド、WTI、マーズ

プレミアムおよびディスカウントの評価

アゼリのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシアおよびタイを含む東南アジア着を対象に、JPN DTDをベースとする。ウラル、フォーティーズおよびCPCブレンドは、日本、韓国および中国を含む北東アジア着を対象に、JPN DTDをベースとする。キャスティラブレンド、WTIおよびマーズは日本、韓国および中国着を対象に、ドバイ市況の月間平均をベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。アゼリ、ウラル、フォーティーズおよびCPCブレンドの絶対値の評価は、JPN DTDおよび各油種のプレミアムもしくはディスカウントで構成される。キャスティラブレンド、WTIおよびマーズは、ドバイ市況の月間平均値およびプレミアムもしくはディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	構成
アゼリ	JPN DTD	東南アジア着ベース*
ウラル	JPN DTD	北東アジア着ベース**
フォーティーズ	JPN DTD	北東アジア着ベース**
CPCブレンド	JPN DTD	北東アジア着ベース**
キャスティラブレンド	ドバイ市況	北東アジア着ベース**
WTI	ドバイ市況	北東アジア着ベース**
マーズ	ドバイ市況	北東アジア着ベース**

* アゼリのアセスメントは、東南アジア着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や

商談においては、その到着地と東南アジアとの海上運賃の違いなどを考慮し、東南アジア着の評価とする。

**ウラル、フォーティーズ、CPC ブレンド、キャスティラブレンド、WTI およびマーズのアセスメントは、北東アジア着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地と北東アジアとの海上運賃の違いなどを考慮し、北東アジア着の評価とする。

アゼリ、ウラル、フォーティーズおよび CPC ブレンドについて、地中海積み(アゼリ、ウラルおよび CPC ブレンドの場合)、北西ヨーロッパ積み(ウラルおよびフォーティーズの場合)を対象とした取引や商談においてはそれを考慮し、地中海および北西ヨーロッパからの海上運賃を加算した上で、到着ベースの評価とする。

キャスティラブレンドについて、コロンビア積みを対象とした取引や商談においてはそれを考慮し、コロンビアからの海上運賃を加算した上で、到着ベースの評価とする。

WTI およびマーズについて、米国積みを対象とした取引や商談においては、それを考慮し、米国からの海上運賃を加算した上で、到着ベースの評価とする。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。アゼリは東南アジア着ベース。ウラル、フォーティーズ、CPC ブレンド、キャスティラブレンド、WTI およびマーズは北東アジア着ベース。
評価対象期間	その他の原油/コンデンセート(アゼリ、ウラル、フォーティーズ、CPC ブレンド、キャスティラブレンド、WTI およびマーズ)のアセスメント対象期間は、以下のとおり固定した期間とする。レポート発行日の翌々月に船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	いずれの油種も 100 万~200 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考となることがある。
積み地	地中海(アゼリ、ウラルおよび CPC ブレンドの場合)、北西ヨーロッパ(ウラルおよびフォーティーズの場合)、コロンビア(キャスティラブレンドの場合)、米国(WTI およびマーズの場合)の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

(フィジカル 原油/コンデンセート アジア)

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

・ インドネシア原油/コンデンセート

ミナス、シント、ウェデュリ、デュリ、ラン、ハンディルミックス、アタカ、ベリーダ、
原油コンデンセート アセスメントメソドロジー
Effective Mar 1, 2019

アルジュナ、アルンコンデンセート、ワリオ、セニパコンデンセート、バンユーリップ

・その他

タピス、ラブアン、キケ、ミリ、キマニス、センドー、ジップスランド、コサック、ノースウェストシェルフコンデンセート、ラミナリア、イクシスコンデンセート、バラナス、クツブ、大慶、ビンセント、ピレニーズ、バンゴー、バクホーライト、バクホーヘビー、ランドン、スツデン、T.G.T.（テギアックトラン）、チムサオ

プレミアムおよびディスカウントの評価

各油種のプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア原油価格(ICP)、JPN DTD、また中国政府による各種の公式販売価格(OSP)をベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。プレミアムもしくはディスカウントおよび、ICP を含む OSP と以下に示した JPN DTD などの指標原油。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
インドネシア原油 /コンデンセート	インドネシア政府の 公式販売価格(インド ネシア原油価格、 ICP)、JPN DTD	タピス	JPN DTD
ラブアン	JPN DTD	キケ	JPN DTD
ミリ	JPN DTD	キマニス	JPN DTD
センドー	JPN DTD	ジップスランド	JPN DTD
コサック	JPN DTD	ノースウェストシ ェルフコンデンセ ート	JPN DTD
ラミナリア	JPN DTD	イクシスコンデン セート	JPN DTD
バラナス	JPN DTD	クツブ	JPN DTD
大慶	中国政府の公示販売 価格	ビンセント	JPN DTD
ピレニーズ	JPN DTD	バンゴー	JPN DTD
バクホーライト	JPN DTD	バクホーヘビー	JPN DTD

ランドン	JPN DTD	スツデン	JPN DTD
T. G. T.	JPN DTD	チムサオ	JPN DTD

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分時点に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
対象期間	アジア原油/コンデンセートのアセスメント対象期間は、以下のとおり固定した期間とする。各月 1 日～15 日は、翌月に船積みするカーゴを対象とする。各月 16 日～月末日は、翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	20 万～60 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各油種の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

(OSP 計算値 アジア)

定義

OSP(公式販売価格)計算値は、以下の計算式に基づいて算出する参考値。

対象月

レポート発行日と同月に船積みするカーゴを対象とする。

計算式

$$JPN\ DTD + \alpha$$

α は、産油国が定めた最も直近で入手可能な価格フォーミュラのうち、基準となる JPN DTD の価格を除いた、プレミアムあるいはディスカウントの部分を指す。

対象油種

ブルネイ産セリアライト、チャンピオン

(リム原油インデックス)

- ・ インドネシア原油バスケット価格
- インドネシア産軽質原油バスケット価格 (ILCB)
- インドネシア中質原油バスケット価格 (IMCB)
- インドネシア産中・重質原油バスケット価格 (IMHCB)

バスケット価格の構成油種	
ILCB	ベリーダ、アタカおよびハンディルミックスの平均価格
IMCB	ミナス、シンタおよびウィデュリの平均価格
IMHCB	ミナス、シンタ、ウィデュリおよびデュリの平均価格

※ILCB、IMCB、IMHCB はアセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種

の平均。

・リム・スペシャル原油バスケット価格

- 中国石油製品用原油バスケット価格 (BPCP)

バスケット価格の構成油種	
BPCP	中国政府が国内石油製品の価格調整を行う際に参考する以下の原油価格の平均値。ドバイ、JPN DTD およびシンタ

※BPCP はアセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種の平均。

・上海原油先物インデックス

- 上海中質サワー原油インデックス (SMSCI)

インデックスの構成油種	
SMSCI	上海国際能源取引中心(INE)の原油先物の構成油種であるドバイ、オマーン、アブダビ産アップザクム、カタールマリン、イラク産バスラライト、イエメン産マシラ、中国産勝利の中国到着ベースの平均価格を、米ドル建てと中国元建てで表したもの。

※SMSCI はアセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種の平均。

リムトレーディングボードに基づく原油/コンデンセートの評価方法

時間	東京時間 14 時 30 分～15 時 30 分。この時間内に提示されたすべての売唱え/買唱えおよび成約のうち、最新の成約および唱えを評価の参考とする。
参加者	売唱え/買唱えおよび成約の情報は、上記の時間内に電子メール、電話またはインスタントメッセンジャーでリムに報告する必要がある。ブローカーに提示した情報は、ブローカーがリムに報告する必要がある。また、リムにおいて登録が済んだ参加者は、自らリムトレーディングボードへ唱えもしくは、成約情報を提示することが出来る。
対象	原油/コンデンセートは、リムがアセスメントの対象としている油種に限られる。ただ、リムは編集上の判断に基づいて、アセスメントの対象となっていない油種について掲載する場合もある。
標準数量	最小取引単位は、現物取引においては 10 万バレル、ペーパースwap 取引においては、5 万バレルとする。最少取引単位を下回る場合、価格評価の参考としない。
その他の条件	1) 売唱え/買唱えおよび成約については、各指標原油との格差（いわゆる市況連動価格）もしくは、絶対値価格を報告する。 2) 現物取引、ペーパー取引を問わず、売唱え/買唱えおよび成約については、リムが定めた時間内のものでなければならない。時間外の売唱え/買唱えおよび成約の掲載の可否については、リムが判断する。 3) 売唱え/買唱えについて、市場参加者が有効期限を限定したい場合は、その旨と詳細をリムに報告する。 4) 以上の項目および方針以外については、リムの原油/コンデンセ

	ートのアセスメントメソドロジーに準じる。
原則	<p>1) リムは、状況に応じて売唱え/買唱えおよび成約の当事者以外の第三者から提供された情報を掲載するものとする。この場合、リムがこの第三者から提供された情報を、その売唱え/買唱えおよび成約の当事者に確認できた場合に限り、リムの裁量においてこの情報を更新するものとする。</p> <p>2) 売唱え/買唱えおよび成約については、リムが会社名を公表することを基本とする。</p> <p>3) リムは報告された情報について、掲載の可否を判断する権利をする。</p> <p>4) 売唱え/買唱えは正式なものでなければならない。売唱え/買唱えに対して、その価格水準で相手方が取引を求めたにも関わらず、意図的に取引をしない、あるいは取引できないケースが続く場合、その売唱えまたは買唱えを提示した参加者に対しては、リムの裁量において、罰則を科すことができるものとする。</p> <p>5) リムは、売唱え/買唱えおよび成約を価格評価の参考とする。しかし、リムは価格評価において、市場の基礎的要因や相場の地合いなど、多様な要素を考慮しているため、売唱え/買唱えおよび成約情報を額面通りに採用するかどうかについては、リムの裁量によるものとする。</p>
免責事項	リムトレーディングボードは情報提供だけを目的としたものであり、仲介取引、いわゆるブローキングを目的とはしない。リムトレーディングボードを通じた売り手と買い手の交渉の結果および過程について、リムは責任を負わないものとする。交渉においては、売り手と買い手が直接行うものとする。また、売唱え/買唱えおよび成約に関するすべての責任は、その当事者に属するものとする。